

## 答 申

審査請求人（以下「請求人」という。）が提起した生活保護法（以下「法」という。）に基づく各保護変更決定処分に係る各審査請求について、審査庁から諮問があったので、次のとおり答申する。

### 第 1 審査会の結論

本件各審査請求は、いずれも棄却すべきである。

### 第 2 審査請求の趣旨

本件各審査請求の趣旨は、〇〇福祉事務所長（以下「処分庁」という。）が、請求人に対し、平成 28 年 7 月 19 日及び同年 9 月 8 日付けで行った各保護変更決定処分（以下、別紙の番号順に「本件処分 1 ないし 8」といい、併せて「本件各処分」という。）について、それぞれの取消しを求めるものである。

### 第 3 請求人の主張の要旨

請求人の主張は、要するに以下のとおりであり、本件各処分が違法又は不当であると主張しているものと解される。

処分庁の職員は、社会通念上、非常識極まりない家捜しを行い、理由が分からず困惑している請求人から、著しく適性を欠く非常識極まりないまま、本件通帳を預かり証も発行せずに持ち去っているが、これらは、不当な調査であり容認できない。また、処分庁は、これらの不当な調査に基づき、恩給について誤った収入認定をするなど、ずさんな処分を行っている。

### 第 4 審理員意見書の結論

本件各審査請求は理由がないから、行政不服審査法45条2項により、いずれも棄却すべきである。

## 第5 調査審議の経過

審査会は、本件諮問について、以下のように審議した。

年 月 日	審 議 経 過
平成29年2月28日	諮問
平成29年4月14日	審議（第8回第3部会）
平成29年5月24日	審議（第9回第3部会）

## 第6 審査会の判断の理由

審査会は、請求人の主張、審理員意見書等を具体的に検討した結果、以下のように判断する。

### 1 法令等の定め

- (1) 法4条1項によれば、「保護は、生活に困窮する者が、その利用し得る資産、能力その他あらゆるものを、その最低限度の生活の維持のために活用することを要件として行われる」とされている。
- (2) 法61条によれば、被保護者は、収入、支出その他生計の状況について変動があったときは、すみやかに、保護の実施機関又は福祉事務所長にその旨を届け出なければならないとされている。
- (3) 収入認定について

ア 法8条1項によれば、「保護は、厚生労働大臣の定める基準により測定した要保護者の需要を基とし、そのうち、その者の金銭又は物品で満たすことのできない不足分を補う程度において行うものとする。」とされている。

したがって、就労に伴う収入あるいは就労に伴う収入以外の収入がある場合には、その収入額は、当該受給者の収入として認定されることになり、当該受給者の保護の基準とされた金額

から控除されることになる。

イ 「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和36年4月1日付厚生省発社第123号厚生事務次官通知。以下「次官通知」という。）によれば、保護における収入認定に当たっては、保護の実施機関は、公の給付については、その実際の受給額を収入として認定することとされている（第8・3・(2)・ア・(ア)）。

ウ また、「生活保護法による保護の実施要領について」（昭和38年4月1日付社発第246号厚生省社会局長通知。以下「局長通知」という。）によれば、恩給法等による給付で、6か月以内の期間ごとに支給される年金又は手当については、実際の受給額を原則として受給月から次の受給月の前月までの各月に分割して収入認定することとされている（第8・1・(4)・ア）。

エ そして、「生活保護問答集について」（平成21年3月31日付厚生労働省社会・援護局保護課長事務連絡）問13-2答によれば、最低生活費の遡及変更は3か月程度（発見月からその前々月分まで）と考えるべきであるとされている。これは、生活保護の扶助費を、生活困窮に直接的に対処する給付として考える限り、3か月を超えて遡及する期間の最低生活費を追加支給することは妥当でないことも理由のひとつであるとされている。

オ なお、次官通知及び局長通知は、いずれも地方自治法245条の9第1項及び第3項の規定に基づく処理基準である。

## 2 本件各処分について

- (1) 処分庁は、本件申告書により、請求人について未届分の収入として恩給法による恩給収入があることを確認したものの、請求人から具体的な資料（支払通知書等）が提出されなかったため、請求人から任意に提出された本件通帳の印字（恩給による振込額1

39,400円)に基づき、当該金額が国民年金同様に恩給の2か月分であると誤認し、請求人については平成28年5月から同年8月までの間、月々69,700円の恩給収入があったものと認定した上で、これらの間における請求人に対する保護費を変更する(5月から7月分の支給済保護費のうち、恩給収入に相当する保護費の返還を求め、8月分として支給すべき保護費については恩給収入に相当する分を減額する)旨の本件処分1ないし4を行い、請求人にそれぞれ通知したものと認められる。

- (2) 処分庁は、(1)の後、本件通帳の恩給による振込額は、2か月分ではなく3か月分であったことを確認したため、平成28年5月以降の請求人に係る恩給収入を月69,700円から月46,466円に変更することとし、請求人に対する同年7月から10月までの分についての保護費を変更する旨の本件処分5ないし8を行い、請求人にそれぞれ通知したものと認められる。

すなわち、同年5月及び6月の支給不足に係る差額分(1月当たり69,700円と46,466円との差額。以下同じ。)については、既に支給時から3か月を経過していることにより、処分変更ができないため7月分の差額分と併せて、本件処分5による追加支給により、8月分の差額分については、本件処分6、9月分の差額分については、本件処分7による追加支給により、10月分の恩給収入については、本件処分8による変更により、この間の月々の保護費の支給額をそれぞれ変更している。

また、本件処分4及び8それぞれの変更決定理由の一つとされている特別徴収額変更は、いずれも介護保険料の額変更によるものであることが認められる。

- (3) そうすると、平成28年5月ないし8月分の請求人の恩給収入の収入認定に係る保護費の変更処分であった、本件処分1ないし4についてはいずれも誤った処分であったが、これらの処分は本件処分5及び6により更正され、また、同年9月分の保護費につ

いては本件処分7により更正され、10月分の保護費は更正後の恩給収入額によるものに変更されていることが認められる。

(4) 以上のことから、請求人に係る平成28年5月から10月の間の保護費の支給に係る各処分のうち誤った処分（本件処分1ないし4）はいずれも更正され、その他の処分については、いずれも違算は認められず、法令等の定め（上記1）に則って行われたものであるから、結果として、本件各処分を取り消すべき理由を認めることはできない。

3 請求人は、上記（第3）のとおり主張するが、処分庁による本件通帳の調査は、保護費の適正な支給のために必要なものとして行われたものであり、一部に配慮が欠けた点があったものの、これをもって本件各処分を取り消すべき事由となるものとは認められない。

4 請求人の主張以外の違法性又は不当性についての検討  
その他、本件各処分に違法又は不当な点は認められない。

以上のとおり、審査会として、審理員が行った審理手続の適正性や法令解釈の妥当性を審議した結果、審理手続、法令解釈のいずれも適正に行われているものと判断する。

よって、「第1 審査会の結論」のとおり判断する。

（答申を行った委員の氏名）

外山秀行、渡井理佳子、羽根一成

別紙（略）